平成 24 年度 第 2 回

深谷市同和対策事業審議会

- 報告事項
- (1) 集会所運営事業の廃止後における 自治会館への移行希望状況について
- (2) 運動団体活動事業費補助金交付要綱 廃止後における平成 24 年度補助金対象 経費について

深谷市企画財政部人権政策課

目 次

(1)集会所運営事業の廃止後に	こおける自治会館への移行状況	
について		
・自治会館への移行希望の有無		1
・施設管理費 各基本料		2
(2)運動団体活動事業費補助金	を交付要綱廃止後における	
平成 24 年度補助金対象経	費について	
・補助対象経費・補助対象外経費		3
・旅費の種類		4
・別表		5
・日当を支給しない地域および半日当	の地域	
		6
・補助金の申請方法について		7

(1)集会所運営事業の廃止後における自治会館への移行希望状況について

自治会館への移行希望の有無

※平成24年5月現在、人権政策課が把握している範囲において

(移行希望あり)	(移行希望なし)	(検討中)
人見集会所	東方集会所	横瀬集会所
折之口集会所	南岡集会所	
大谷集会所	本郷集会所 (※支部会館として希望あり)	
榛沢集会所	長在家集会所	
本田第1集会所	花園集会所	
春日丘集会所		
前藤集会所		

各基本料施設管理費(基本料ベース)※試算につき確定額ではございません

	集会所名	東方	八見	折之口	イ谷	横瀬	超	榛沢	本網	長在家	盤温	本田第一	春日丘	花園	盐
	電気料(上段アンペア、	1,092	1,092	1,365	1,092	1,365	2,457	3,549	2,457	1,638	1,092	1,365	819	0	19,383
		7,568	13,226	7,568	1,355	1,638	20,349	11,191	8,568	6,104	7,122	10,226	5,087	0	100,002
	ガス代	3,140	1,575	1,575	1,575	1,575	0	※3か月分 1,575	0	1,430	1,430	1,600	0	1,743	17,218
施設管理書	電話料	2,494	2,470	2,474	2,494	2,474	2,474	2,474	2,474	0	2,454	2,465	2,517	2,726	29,990
(17月)	水道料(2ヶ月毎基本料×0.5)	2,042	803	2,042	803	735	735	2,042	803	735	735	735	735	1,606	14,551
	下水道使用料	1,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,680
	集落排水使用料	0	0	2,100	2,100	0	0	0	0	0	2,500	2,500	0	0	9,200
	合計(1力月)	18,016	19,166	17,124	9,419	7,787	26,015	19,256	14,302	6,907	15,333	18,891	9,158	6,075	190,449
净化槽	浄化槽法定検査料(年1回)	0	13,000	0	0	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	0	0	13,000	13,000	104,000
維持管理費	净化槽維持管理委託料(年間契約) ※23年度支出額	0	0	0	0	44,730	48,300	48,300	48,300	83,750	0	0	89,950	0	363,330
施設管理費 (年間)	合計(年間)	248,364	242,992	217,488	113,028	151,174	373,480	298,672	232,924	215,634	183,996	262,692	212,846	85,900	2,839,190
	į														
質付料	土地貸付料(年間)	225,456	59,531	49,973	30,000	18,993	54,682	39,400	52,254	42,965	52,691	29,639	31,947	51,888	739,419
年間施設管理費	費 + 年間土地貸付料(試 算)	441,648	302,523	255,461	143,028	170,167	428,162	338,072	285,178	258,599	236,687	256,331	244,793	137,788	3,578,609
5/246 年間額 (23年)	5/24合同運営委員会時(試 算) 年間額 (23年度支出ペース概算) + 年間土地貸付料	448,233	367,201	264,142	215,247	191,055	549,567	417,691	514,329	327,095	276,203	270,338	252,321	323,290	4,416,712

各基本料算定方法

東京電力に、現在契約している基本料を聴取

電叉

ガス代

					※東方は契約ガスが2つあるため料金が高い	※榛沢は3か月料金	
基本料	1,575	1,600	1,430	1,575	3,140	1,575	1,743
契約会社により、料金が異なる。 該当集会所	横瀬、大谷、折之口	本田第1	長在家、前藤	人見	東方	棒沢	拓園

請求書に記載されている基本料 口径により料金が異なる

電話料 水道料 (右表は2.

	$11 \sim 20 \text{m}^3$	20□10€	とう 140減	
	等は	1,470円	1,606円50銭	4.084円50銭
	水量	ド# ₈ 0 r	I UIII A C	シキ ^m 0と
口用に分う 本型 が 来る の	:2カ月の料金 メーター口径	1 3mm	20mm	25mm

20m3まで2カ月1,680円 市伝票記載額 下水道料 集落排水料

(2)運動団体活動事業費補助金交付要綱廃止後における平成24年度補助金対象経費について

補助対象経費

1	講演会、研修会の開催	1	講師の謝金 (総額は20万円とし、1回につき5万円を上限とする。) ※ただし、講師が補助金の交付申請をする運動団体の 構成員である場合は、補助の対象としない。
·		2	資料の作成に要する印刷製本費
		3	会場の借上げ料
		1	啓発資料の購入費 ※ただし、啓発資料の購入については、県連発行の機 関紙のみとする。
2	2 啓発資料、作成及び配布	2	資料の作成に要する印刷製本費
		3	通信運搬費 ※切手購入費等
3	会議費	1	市協総会・支部総会に伴う経費(お茶代)
4	事務費	1	通信運搬費 ※切手購入費等
5	旅費	1	別表 (4)旅費の種類
6	講演会、研修会への参加	1	本市の区域以外の区域において開催される講演会、研修会に参加する場合の旅費(ただし、宿泊料は、埼玉県の区域以外の区域において開催されるものに限る)、資料代及び参加負担金。

※なお、「6. 講演会、研修会への参加」に係る補助については、前年度における参加回数・ 参加人数を基準とする。

補助対象外経費

1	講演会、研修会の開催の内、自主開催する研修における費用については、補助対象外。
2	対策費については、補助対象外。
3	支部からの市協・郡協及び県連への負担金(賛助金)については、補助対象外。

旅費の種類

1	鉄道賃、船賃、航空賃については、路程に応じた旅客運賃(実費額)により支給する。ただし、船賃、航空賃については、緊急を要する場合、天災その他やむを得ないなど、特別な事情がある場合に限り利用してよいものとする。 ※タクシーの利用料金については支給しないが、説明がつく場合は検討する。
ア	座席指定料金、ビジネス・ファーストクラス利用料金ほか、特別な設備の利用等 に係る費用については支給しないものとする。
イ	領収書は必ず「支出内訳書」に添付のこと。
2	車賃は、陸路を旅行した場合の費用に充てるため支給する費用であり、車賃の額は 別表に定める額による。但し、有料自動車道等を使用した際の費用については、実費 額により支給する。
ア	会議の実施主体等から車賃又はこれに類する弁償がある場合には、支給しないも のとする。(<u>重複支給の禁止</u>)
イ	有料自動車道等を使用した際の費用については、領収書の提出があった場合のみ 支給するものとする。
ゥ	領収書は必ず「支出内訳書」に添付のこと。
3	日当は、出張中の日数に応じ1日あたりの定額により支給し、日当の額は別表に定 める定額による。
ア	会議の実施主体等から日当又はこれに類する弁償がある場合には、支給しないも のとする。(<u>重複支給の禁止</u>)
4	宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜あたりの定額により支給し、宿泊料の額は別表 に定める定額による。
ア	領収書の提出があった場合のみ支給するものとする。
イ	領収書は必ず「支出内訳書」に添付のこと。

【別表】

種	別	支給額
車	賃	(市内)支給なし (市外)1km当たり18円(1km未満の端数は切り捨て) (有料自動車道等の使用については実費額とする。ただし、領収 書の提出があった場合のみ支給) ※ETC使用の場合、人権政策課で精査して検討する。
日	细	 ※別紙1【日当を支給しない地域および半日当の地域】 (事務連絡)支給なし (会議及び研修会) ・半日当を支給する地域 1,200円 ・全日当 2,400円 (日当を支給しない地域及び半日当を支給する地域以外の地域)
宿;	白 料	原則として実費額とし、 上限は12,000円を限度 とする。 ※領収書の提出があった場合のみ、支給対象とします。 限度額を超えた場合は、自費負担とします。

- ① 必ず「支出内訳書」に記入し、領収書を添付した上で提出すること。
- ② 日当については、必ず出張者本人の自書・サイン(又は押印)とする。

日当を支給しない地域および半日当の地域

六合村 沼田市 中之条町 高山村 昭和村 草津町 鹿沼市 宇都宮市 東吾妻町 渋川市 桐生市 くみどり市へ 長野原町 ___<u>西</u>方町 Ì 壬生町 榛東村 吉岡町 上三 桐生市 佐野市 前橋市 栃木市 下野市 足利市 安中市 ,岩舟町〜 小山市 伊勢崎市 玉村町 太田市 下仁田町 △ 館林市 √ 野木町 甘楽町 千代田町 羽生市 熊谷市 南牧村 行田市 長瀞町 寄居町 神流町 皆野町 上野村 東秩父村 小鹿野町 北本市桶川市蓮田市岡昭代町杉戸町 東松山市 ときがわ町 横瀬町 |岩槻区 ケーノ 秩父市 毛呂山町、鶴ヶ島市 見沼区 西区大宮区 越谷市る 飯能市 見符区 志木市 南区 藤市 東田市 現7谷市 八瀬市 新座市 和光市

平成24年4月1日現在



補助金の申請方法について

補助金の申請については、四半期ごとの実績により、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

なお、交付申請書の添付資料等については、深谷市補助金等の交付に関する 規則第7条による。

(申請から補助金交付決定までの流れ)

★4 月から 6 月に実績により、7 月 17 日までに、補助金等交付申請書及び資料 (支部総会資料・支部員名簿・申出額算出基礎・支出内訳書) を人権政策課 に提出。

人権政策課は、深谷市補助金等の交付に関する規則により、補助金の交付決定を行う。

★7月から9月に実績により、10月15日までに、補助金等交付申請書及び資料 (申出額算出基礎・支出内訳書)を人権政策課に提出。

人権政策課は、深谷市補助金等の交付に関する規則により、補助金の交付決定を行う。

★10 月から 12 月に実績により、1 月 15 日までに、補助金等交付申請書及び資料 (申出額算出基礎・支出内訳書) を人権政策課に提出。

人権政策課は、深谷市補助金等の交付に関する規則により、補助金の交付決定を行う。

★1 月から 3 月に実績により、4 月 15 日までに、補助金等交付申請書及び資料 (申出額算出基礎・支出内訳書)を人権政策課に提出。

人権政策課は、深谷市補助金等の交付に関する規則により、補助金の交付決定を行う。